

○環境省告示第百五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第三十二条第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第三十二条第二号の環境大臣が定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北

地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の焼却施設であつて、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の事故由来放射性物質（同法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

二 廃棄物の焼却施設（前号に規定するものを除く。）、廃棄物の熔融施設、熱分解施設若しくは焼成施設（焼却施設に当たるものを除く。）又は汚泥の脱水施設であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ 廃棄物を処分するために処理したものを生ずる場合にあつては、当該処理したものの事故由来放射性物質による汚染状態が規則第十四条に規定する基準に適合しないおそれが少ないこと。

ロ 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、当該排ガスの排出口における当該排ガス中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。

ハ 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、当該排水の排出口における当該排水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度が生活環境の保全上支障を生じないものであることが明らかであると認められること。